

議案第108号

穴鴨地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年12月13日

三 朝 町 長 吉 田 秀 光

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成19年 1月 1日現在の地番による。)
大字穴鴨字安水谷	大字穴鴨字安水谷のうち1292及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字穴鴨字余川谷	大字穴鴨字余川谷のうち1296の22以外の区域
大字穴鴨字余川口	大字穴鴨字安水谷1292及びこれと一体をなす国有地 大字穴鴨字余川谷1296の22 大字穴鴨字余川口の全域 大字穴鴨字勝負谷1310の1から1310の3、1311の3から1311の5、1312の2 及びこれらと一体をなす国有地
大字穴鴨字中矢図	大字穴鴨字中矢図のうち310の2以外の区域
大字穴鴨字橋詰	大字穴鴨字橋詰の全域 大字穴鴨字浅田216の3
大字穴鴨字浅田	大字穴鴨字中矢図310の2 大字穴鴨字浅田のうち216の3以外の区域
大字穴鴨字勝負谷	大字穴鴨字勝負谷のうち1310の1から1310の3、1311の3から1311の5、 1312の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字穴鴨字下小原	大字穴鴨字下小原のうち955、964の1、964の2、965と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字穴鴨字上小原	大字穴鴨字下小原955、964の1、964の2、965と一体をなす国有地の一部 大字穴鴨字上小原の全域
大字穴鴨字山崎	大字穴鴨字山崎のうち320の2、321の2、323の2、325の2以外の区域